

土岐市空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土岐市における空き家の有効活用を通じて、住環境の確保及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に個人が居住を目的として建築し、現に居住していない又は近日中に居住しなくなる予定の建物及びその敷地又は跡地若しくは住宅を建築することのできる土地をいう。ただし、賃貸や分譲を目的とする建物等を除く。
- (2) 空き家バンク 空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対して提供する制度をいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権その他権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 協力事業者 公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会岐阜県本部の会員のうち、市内に事務所を有し、市と空き家バンクに関する協定を締結した者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱の規定は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(登録の申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等は、土岐市空き家バンク登録申込書（別記様式第1号）に土岐市空き家バンク登録カード（別記様式第2号）及び関係書類を添えて市長に申し込むものとする。

- 2 所有者等は、前項の規定による申込みをした空き家について、契約が成立するまでの間、保全に努めなければならない。この場合において、賃貸等で契約成立後もなお所有者等が権利を有する空き家については、当該所有者等

は継続して保全に努めなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、登録に必要な調査を実施し、その内容を確認の上、適当であると認めたときは、土岐市空き家登録台帳（以下「空き家登録台帳」という。）に登録するとともに、申込みをした所有者等に通知するものとする。
- 4 市長は、前項に規定する調査を実施しようとする場合において、空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等が当該空き家に関する交渉、売買契約及び賃貸借契約（以下「交渉等」という。）について協力事業者の仲介を希望する場合は、協力事業者に当該調査を依頼し、その結果の報告を求めることができる。
- 5 空き家バンクの登録の期間は、空き家登録台帳に登録した日から2年間とする。ただし、所有者等が期間終了の日の1月前の日までに第1項の規定による申込みをしたときは、再登録することができるものとする。

（登録事項の変更等の届出）

第5条 前条第3項に規定する登録の通知を受けた所有者等（以下「登録所有者」という。）は、空き家バンクに登録された空き家の登録事項に変更があったとき及び空き家バンクの登録を抹消しようとするときは、土岐市空き家バンク登録変更等届出書（別記様式第3号）により遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第6条 市長は、登録された空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を抹消するものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (3) 登録後、再登録せず、2年が経過したとき。

（空き家情報の公開）

第7条 市長は、空き家バンクに登録された情報の一部を市のホームページ等で公開するものとする。

（利用の申込み）

第8条 空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借に係る交渉を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、土岐市空き家バンク利用申込書

(別記様式第4号)により市長に利用の申し込みをするものとする。

2 利用希望者は、空き家に居住し、又は定期的に滞在する意思がなければならぬ。

3 市長は、第1項の規定による利用の申込みがあった場合には、登録所有者に対して利用の申込みがあったことを通知するものとする。この場合において、第4条第4項の規定により協力事業者が調査を実施した空き家にあつては、当該通知を当該協力事業者にも行うことができる。

(登録所有者と利用希望者の交渉等)

第9条 市長は、交渉等については、直接これに関与しないものとする。

2 交渉等に関する一切の事故については、当該交渉等の当事者間で解決するものとする。

(経過報告)

第10条 登録所有者、利用希望者又は協力事業者は、交渉等の結果を市長に報告しなければならない。

(情報の提供)

第11条 市長は、空き家バンクに登録された情報及び利用の申込みの情報を必要に応じて当該空き家の所在する地域の代表者に提供することができる。

(個人情報の保護)

第12条 空き家バンクにおける個人情報の取扱いについては、土岐市個人情報保護条例(平成14年土岐市条例第27号)に定めるところによる。

2 登録所有者、利用希望者及び協力事業者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用しないこと。

(2) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。